

【韓国】小規模企業のデジタルシフト支援に関する法改正

海外立法情報課 中村 穂佳

* 小規模企業のデジタルシフトの支援に関する規定を新設した「小商工人の保護及び支援に関する法律」一部改正法（法律第 19180 号）が、2023 年 1 月 3 日に公布された。

1 背景と経緯

韓国では、「中小企業基本法」及びその施行令で規定される小企業¹のうち、常時勤労者数が一定の基準以下の企業²を「小商工人」と規定する「小商工人基本法」³を定める。また、小商工人の保護及び支援に関して、別途「小商工人の保護及び支援に関する法律」⁴（以下「小商工人法」）を定めている。2021 年 1 月 27 日、小商工人法の改正案⁵が国会に提出された。提案の背景としては、この改正案の提案理由の中で、「新型コロナウイルス感染症⁶以後急激な非対面・オンライン化の流れが続いているが、新型コロナウイルス感染症により最も大きな被害を受けた小商工人は資金余力 [の不足]、情報格差等の理由でデジタルシフトが難しく政府の積極的な支援が必要な状況である」⁷と説明されている。この改正案は、審議、修正を経て 2022 年 12 月 8 日に国会で可決され、2023 年 1 月 3 日に改正法（法律第 19180 号）⁸が公布された。この改正によって、小商工人法に第 3 章の 2「小商工人のデジタルシフト促進」（第 15 条の 2～第 15 条の 7）が新たに設けられた。この改正法は、2023 年 7 月 4 日に施行される。

2 改正法の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 1 月 16 日である。なお、[] 内の語句は、筆者による補記である。

- ¹ 中小企業のうち、主たる業種別の平均売上額等が基準に該当する企業。平均売上額等の基準は、例を挙げると、当該企業の主たる業種が、食料品製造業の場合は 120 億ウォン（1 ウォンは約 0.1 円：令和 5 年 1 月分報告省令レート）以下、農林漁業の場合は 80 億ウォン以下、情報通信業の場合は 50 億ウォン以下、不動産業の場合は 30 億ウォン以下、教育サービス業の場合は 10 億ウォン以下等である。「중소기업기본법 (법률 제 19044 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245321#0000>> 第 2 条第 2 項; 「중소기업기본법 시행령 (대통령령 제 31758 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232597#0000>> 第 8 条第 1 項、別表 3; 「중소기업범위기준」중소벤처기업부ウェブサイト <<https://mss.go.kr/site/smba/02/20203040000002019081956.jsp>>
- ² 常時勤労者数が 10 人未満であり、かつ主たる事業に従事する常時勤労者数が、①鉱業・製造業・建設業・運輸業の場合は 10 人未満、②その他の業種の場合 5 人未満のいずれかの基準に該当する企業。「소상공인기본법 (법률 제 17623 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223615#0000>> 第 2 条第 1 項; 「소상공인기본법 시행령 (대통령령 제 32274 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238565#0000>> 第 3 条第 1 項
- ³ 「소상공인기본법 (법률 제 17623 호)」同上
- ⁴ 「소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 (법률 제 18292 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233831#0000>> 法律番号及び URL は現行のものである。
- ⁵ 「[2107700] 소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 일부개정법률안 (강훈식의원 등 12 인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2T1N0X1Y2Y0E1K6K4T4M1L1G9D7K7>
- ⁶ 原文は「코로나 19 (코로나 19)」。
- ⁷ 「소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 일부개정법률안 (강훈식의원 대표발의)」 「[2107700] 소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 일부개정법률안 (강훈식의원 등 12 인)」前掲注(5), p.1.
- ⁸ 「소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 (법률 제 19180 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247295#0000>>; 「소상공인 디지털 전환의 법적 기반 마련」2023.1.3. 중소벤처기업부ウェブサイト <<https://mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1038330&parentSeq=1038330>>

(1) 小商工人のデジタル化支援（第 15 条の 2）

中小ベンチャー企業部（部は日本の省に相当）長官は、小商工人のデジタル格差を解消し、デジタル競争力を高めるため、デジタルシフト支援インフラの構築等に関する事業を行うことができる。

(2) 小商工人のデジタルシフト専門組織の指定（第 15 条の 3）

中小ベンチャー企業部長官は、小商工人のデジタル化を効率的に支援するため、小商工人のデジタルシフト業務を専門的に担う組織を指定することができる。

(3) デジタルシフト諮問委員会の設置（第 15 条の 4）

「小商工人基本法」に基づく小商工人政策審議会⁹の分科別専門委員会として、デジタルシフト諮問委員会を置くことができる。デジタルシフト諮問委員会は、デジタルシフト事業に対する定期的評価及び補完対策等に関して、中小ベンチャー企業部長官の諮問に応じる。

(4) 小商工人開放型ビッグデータプラットフォームの構築及び運営（第 15 条の 5）

中小ベンチャー企業部長官は、科学技術情報通信部長官と協議し、小商工人開放型ビッグデータプラットフォーム¹⁰（以下「プラットフォーム」）の構築及び運営、実態調査等の研究、プラットフォーム関連技術・サービスの開発促進、プラットフォーム活性化の基盤形成及び制度改善等に関して、必要な施策を整備することができる。

(5) データ等の活用及び保護原則（第 15 条の 6）

プラットフォーム関連データは、小商工人の利益に寄与する方向で活用されなければならないことを原則とする。何人も、プラットフォームに具現されたデータ等¹¹を活用する際、情報主体¹²の権利を侵害し、又は公正な商取引の慣行及び競争秩序に反してはならない。中小ベンチャー企業部長官は、データ等の生成又は活用に関与した利害関係者が、データの円滑な活用及びその結果に伴う利益の合理的な配分等に関する事項を内容とする契約を締結するよう、奨励することができる。この契約の締結のため、中小ベンチャー企業部長官は、科学技術情報通信部長官と協議し、小商工人ビッグデータ活用契約に関するガイドラインを整備することができる。データ等の使用・収益の権利を持つ者は、データの信頼性を確保し、当該データの紛失等が起こらず、データを活用した製品・サービスが危害を発生させないように、必要な措置を採らなければならない。

(6) プラットフォーム活用促進（第 15 条の 7）

中小ベンチャー企業部長官は、プラットフォームの活性化のために、データの共有等の方法でプラットフォームの構築、運営等に関わった者に対し、行政的、技術的、財政的支援を行うことができる。

⁹ 小商工人の保護、育成のための主要政策等の策定等に関して審議、調整する審議会で、中小ベンチャー企業部に置かれる。中小ベンチャー企業部長官が委員長を務め、関係中央行政機関の次官又は次官級公務員、委嘱専門家が委員を務める。「 소상공인 기본법 (법률 제 17623 호)」第 10 条

¹⁰ 中小ベンチャー企業部の資料では、政府・民間の協力を通じて小商工人の経営に役立つ情報を統合し、小商工人に特化したサービスを提供するとされる。「 소상공인 디지털 전환의 법적 기반 마련」前掲注(8)

¹¹ 国税基本法の規定による課税情報であって付加価値税法の規定により事業者が管轄税務署長に申請若しくは申告した、又は付与された商号、事業者登録番号及び売上額、事業場の所在地及び業種、開業日・休業日及び廃業日等、この法律の第 15 条の 5 第 2 項第 1 号から第 4 号までに定める資料又は情報。「 소상공인 보호 및 지원에 관한 법률 (법률 제 19180 호)」第 15 条の 5 第 2 項

¹² 処理される情報により識別できる、当該情報の主体となる人。「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213857#0000>> 第 2 条第 3 号